



厚生労働省群馬労働局発表
平成27年8月12日

【照会先】
群馬労働局労働基準部賃金室
室長 池田 弘一
賃金指導官 飯泉 幸男
(電話) 027-210-5005

報道関係者 各位

平成27年度群馬県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について

— 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤 佳彦 高崎経済大学教授）は、本年7月3日に群馬労働局長から「群馬県最低賃金の改正決定の諮問」を受け、群馬県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月12日に結論を取りまとめ、同日群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「時間額737円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額737円」は、現行の群馬県最低賃金（721円）を「16円」引き上げるものです。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

1 答申のあった時間額	7 3 7 円
2 現行の時間額	7 2 1 円
3 対前年引上額	1 6 円
4 対前年引上率	2. 2 2 %

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最低賃金額	6 8 8 円	6 9 0 円	6 9 6 円	7 0 7 円	7 2 1 円
対前年引上額	1 2 円	2 円	6 円	1 1 円	1 4 円
対前年引上率	1. 7 8 %	0. 2 9 %	0. 8 7 %	1. 5 8 %	1. 9 8 %